

## 教育委員会定例会議事日程

令和2年4月3日（金）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
新型コロナウイルス感染症への対応について
- 3 その他

令和2年4月3日

## 教育委員会定例会 一般報告

### 1 市会関係

- 3/23 予算第一特別委員会（採決）
- 3/24 本会議（第5日） 予算議決

### 2 市教委関係

- (1) 主な会議等

- (2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について

### 3 その他

## 市立学校における一斉臨時休業（教育活動の再開延期）について

3月24日に文部科学省より、学校において基本的な感染症対策を講じることに加えて、教育活動において「3つの条件が同時に重なる場」(※)を避けることで、教育活動の再開に向けた準備を行うよう通知がありました。併せて、新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインにより、学校再開にあたっての具体的な対応内容等が示されました。

一方、本市においては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解や国の動向を踏まえ、保健所の意見も聞きながら、学校再開等の取扱いについて、再開、休業延長、段階的再開といった複数の選択肢を想定し、多角的に検討してまいりました。

その結果、学校において感染症対策を徹底することで、短時間での教育活動の再開が可能であると考え、4月8日以降の再開に向けて準備を行うよう、3月30日に学校に対して通知しました。

その後、刻々と変化する市内の状況を見守り、国や他都市の新型コロナウイルス感染症に関連した対応を注視してきました。

本市では爆発的な患者の急増は発生していませんが、感染者は断続的に増加しております。4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「感染拡大警戒地域」とされた東京都では、感染者が急激に増加しています。翌2日には、神奈川県教育委員会から、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力依頼がありました。

これらのことと踏まえて、現時点で本市において学校を再開することのリスクを考慮し、児童生徒の健康・安全を第一に考え、学校の再開を延期することとします。

- ※ 3つの条件…①密閉空間であり換気が悪い
- ②手の届く距離に多くの人がいる
- ③近距離での会話や発声がある

### 1 休業期間

令和2年4月8日（水）から4月20日（月）

※ 上記期間は、部活動も実施しないこととします。

裏面あり

## 2 児童生徒の居場所、活動機会の確保

### (1) 緊急受入れ

上記期間で、小学校1年生から4年生の児童、小学校及び中学校全学年の個別支援学級児童生徒及び特別支援学校全学部の児童生徒等を対象に実施します。

なお、休業期間中の小学校における給食、中学校におけるハマ弁はありません。

### (2) 校庭開放

上記期間中で、小学校において、学校の定める日に、在籍児童を対象に実施します。

## 3 登校日

児童生徒の健康状態や、家庭での学習状況を把握するとともに、学校からの連絡事項を伝えるために、4月14日から20日までの期間で、登校日を週1日程度、設定します。

「3つの条件が同時に重なる場」を避けるために、例えば学年を分けたり、学級の人員を半数ずつにするなどの工夫により、少人数で実施できるよう配慮します。

出席簿上は、授業日数に含まないものとして、登校しない児童生徒は欠席としません。

## 4 休業期間中の学習

休業期間中の児童生徒の学習を保障するために、教科書の活用、プリント等の課題の提示等、家庭学習を課す等の必要な措置を講じます。

なお、家庭学習等での活用を目的に、教科書の内容を基にしたインターネット上の動画配信を準備します。

## 5 児童生徒の健康状態の把握

児童生徒の毎朝の検温、健康チェックを記録する対応を継続します。

児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかった場合または疑いがあり検査を受けた場合に加えて、その他の症状等により医療機関を受診した場合も、保護者から学校への報告を依頼します。

## 6 学校行事

4月の学校行事については、感染拡大防止の観点から、各学校において内容の変更、実施方法の工夫の措置、延期等の対応を行っていますが、5月に実施予定の学校行事等についても同様の取扱いとします。

4月から5月中に行われる、「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」についても延期または中止、目的地の変更を検討するとともに、運動会や体育祭についても、実施方法や内容（例えば半日程度の開催など）の工夫を検討します。

次頁あり

## 7 入学式・始業式

令和2年3月23日に学校に通知しているとおり、卒業式・修了式と同様に、感染症対策を講じたうえで、時間を短縮し、座席間の距離を確保したり、換気を徹底するなど工夫して実施します。

## 8 今後の取扱い

4月21日（火）以降の取扱いについては、今後の状況を踏まえたうえで、1週間前（4月13日（月））を目途に決定します。



令和2年4月3日

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る参考資料

### 1 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による状況分析・提言 (2020年4月1日開催)

#### (1) 趣旨

3月19日に標記会議が作成した状況分析・提言から約2週間が経過し、この間の国内、海外の最新の情報に基づいて状況分析を更新するとともに、現在、国内において各地域でとられている対応とその問題点を指摘している。

加えて、提言内容として、「地域区分の設定」「行動変容の必要性」「地域の医療提供体制の確保」「政府等に求められる対応」を記載している。

#### (2) 「地域区分」について

自治体には、地域ごとの感染拡大状況により、各々の対応を求められている一方で、自らの地域が感染拡大地域として見なされるのかどうか、国や都道府県で共通の指標がないことが指摘されていた。

これを受けて、地域ごとのまん延状況を判断する際に考慮すべき指標を整理するとともに、地域を3区分に分けて、その定義と対応内容が具体的に示された。(図1)

(図1 専門家会議が示した地域の3区分)

なお、同提言では、『直近一週間の感染者が前週より大幅に増えるなどの状況になれば感染拡大警戒地域に当たる』と指摘している。また、「感染拡大警戒地域」とされている自治体においては、『学校の一斉臨時休校も選択肢として検討すべき』と記載されている。

専門家会議の脇田座長(国立感染症研究所長)は会議後の会見において、感染源が追えない患者数が増えている東京都と大阪府は同地域に含まれるとした。

提言を踏まえて、文部科学大臣は同日、記者団に対して、「爆発的に患者が増える懸念などがある場合、地域ごとの判断で、新学期も臨時休校を実施する可能性を視野に入れていただきたい」と発言。

文科省は都道府県教委などに、子どもや教職員に感染者が複数出た場合は休校の必要性が高まるとするなど、判断のポイントを具体的に示した改訂版の通知を出した。

専門家会議が示した地域の3区分	
<b>感染拡大警戒地域</b>	定義 1週間の新規感染者や経路不明な感染者が、その1週間前と比べ大幅に増加 対応 ▪「三つの密」を避ける行動を徹底 ▪期間を明確にした外出自粛要請 ▪10人以上が集まる集会・イベントの中止 ▪家族以外の多人数での会食をしない ▪学校の一斉臨時休校も選択肢
<b>感染確認地域</b>	定義 1週間の新規感染者や経路不明な感染者が、一定程度の増加幅に収まっている 対応 ▪「三つの密」を徹底的に避けた上で、感染拡大リスクが低い活動は実施 ▪屋内で50人以上が集まる集会・イベントは控える
<b>感染不確定地域</b>	定義 1週間、感染者の確認なし (海外帰国者は除く) 対応 ▪屋外でのスポーツや観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどは、適切な感染対策を講じて実施 ▪「三つの密」を避ける

※「三つの密」は①密閉空間②密集場所③密接場面

裏面あり

## 2 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（改訂）

### （1）趣旨

4月1日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による状況分析・提言」を踏まえて、同日付文部科学事務次官通知にて、標記ガイドラインが自治体あてに発出された。

### （2）改訂箇所

3月24日付の同ガイドラインからの改訂点として、「臨時休業の実施にかかる考え方」について、（1）児童生徒又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方と、  
（2）感染者がない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方が、場合分けによって、具体的に示された。

そのうち、（2）の記載において、「感染拡大警戒地域」と見なされた自治体では、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組を徹底するため、自治体首長から外出自粛要請や、イベント等の行動制限メッセージが発信されることと同時に、学校運営の在り方についても、併せて検討する必要があるとされた。

#### ア 学校運営上の工夫

公共交通機関を利用して通学する児童生徒の感染拡大の恐れがあることから、時差通学や分散登校の工夫について検討する。

教職員の時差通勤等の工夫についても併せて検討する。

#### イ 臨時休業する場合の考え方

専門家会議の提言において、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべき」と示された。

これを踏まえて、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられ、この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要とされている。

## 一斉臨時休業期間中の児童生徒の学習保障について

横浜市教育委員会では、市立学校の再開が延期となることを受け、休業期間中の児童生徒の学習保障について検討してきました。各学校から提示される教科書やプリント等を使用した課題に自ら取り組むことも重要ですが、長期にわたる学校休業という通常とは異なる状況において、教員による分かりやすく臨場感あふれる動画を作成し、児童生徒が家庭でも、学習のポイントを効率的かつ効果的におさえて習得できることが望ましいと考えました。

実現に向けての主な課題は、①著作権の権利関係をクリアすること、②市立学校約500校の児童生徒約27万人が視聴することができること、③動画配信速度の改良や動画配信後の管理（著作権の利用許諾期間終了後の動画削除を含む）を適切に行うことの3点でしたが、3月に文化庁及び文部科学省から著作権に関する事務連絡が出されたことを踏まえ、一般社団法人教科書著作権協会等に4月の利用について申請したところご協力を得られたこと、当初5月に運用開始を予定していた教職員対象のe-learning用システムを前倒しして4月から運用できるようにしたこと、株式会社サイバー大学のご協力によりIDも予定より大幅に拡充して市内の児童生徒に付与できしたことなどから、本市の児童生徒向けに限定した動画配信が可能となりました。

動画を含む様々な教材を活用することで、休業期間中も児童生徒が学習を継続し、学校再開の際には、円滑に授業に臨むことができるよう、教育委員会としてもしっかりと支援してまいります。

### 1 休業期間中の児童生徒の学習についての基本的な考え方

- (1) 休業期間中、児童生徒が規則正しい生活を送り、学習習慣を継続できるように、4月に予定されている学習内容について、学習の機会を提供する。
- (2) 現時点においては、休業期間は4月8日（水）から4月20日（月）までとしていることから、各学校において児童生徒に対して、4月に学習予定だった単元について、家庭で行う課題を課す。
- (3) 課題については、学校再開後に、課題の提出等を行うことによって、各児童生徒の理解の状況を確認し、必要に応じて、補充的な授業、補習等を実施する。
- (4) (2)及び(3)を通じて、家庭での課題への取組状況と学校再開後のフォローをあわせて評価し、評価資料の一つとすることもできる。

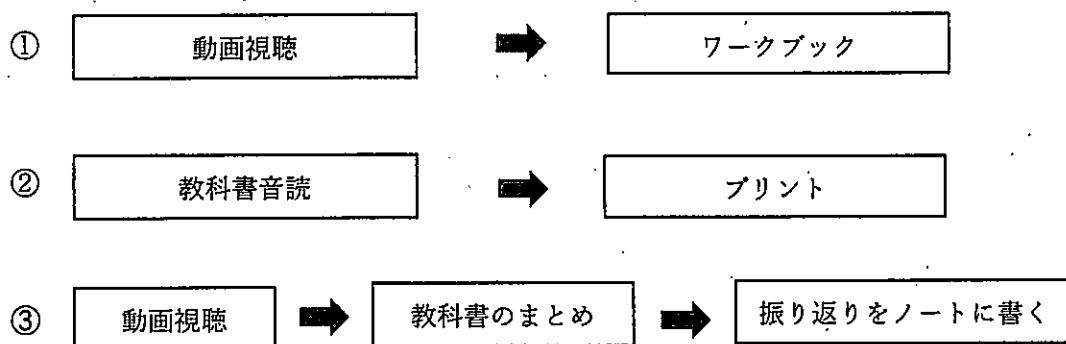
## 2 具体的な学習ツール

1 (2)における具体的な学習ツールとしては、各学校の状況に応じて以下のようないわゆる「教材」が想定される。例えば、①教科書に基づく教育委員会作成の動画を視聴したうえで関連の深いプリントで知識の定着を確認することにより、知識・技能の習得に資する学びを促したり、②児童生徒の関心事項に応じたミニ自由研究に取り組むことで、主体的な学びの機会を与えるなど、様々な教材を幅広く組み合わせることが望ましい。

### (想定される学習ツール例)

- ・教科書の音読やまとめ
- ・プリントやワークブック
- ・はまっ子学習ドリル
- ・教育委員会作成の動画
- ・文部科学省「子供の学び応援サイト」

### (想定される教材の組み合わせ)



## 3 教育委員会作成の動画配信について

### (1) 動画のイメージ

- ・教職員対象の e-learning 用システムを児童生徒向けに開放し、動画と教材を同時に表示しながら進行する形式とする。
- ・児童生徒の集中力、通常の授業の構成を踏まえ、1コマ 10~15 分程度で構成する。
- ・教科書に基づき、4月に予定されている知識・技能の習得を中心とした学習内容を取り扱う。
- ・指導主事、教科等教育課程委員等が講師（進行役）を務める。

### (2) 対象学年

小学校（小学部）1年生から高等学校（高等部）3年生を対象とする。

(3) 対象教科等

小学校（小学部）と中学校（中学部）は、全教科等を対象とする。高等学校（高等部）及び附属中学校は、各学校において判断する。

(4) 配信方法

パソコン、タブレット、スマートフォン等から指定された URL にアクセスし、指定された ID とパスワードでログインする。

(5) 配信時期

児童生徒向けの配信は、4月8日（水）に開始する。

4 留意事項

インターネット環境がないなど、家庭から学校に相談があった場合には、個々に対応する。